

人間科学研究科 博士後期課程研究指導に関する施行細則

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学大学院学則（以下「学則」という。）第10条の規定に基づき、博士後期課程における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）に関し、必要な事項を定める。

(研究指導教員)

第2条 研究指導は、研究科教授会（以下「研究科」という。）が研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）として指名した教員によって行われる。

2 指導教員に関して必要な事項は、別に定める。

第3条 指導教員は、学生1名につき1名の指導教員が定められ、研究指導とともに授業科目の履修指導等を行う。

(指導教員の選択)

第4条 学生は、原則として自らの研究計画に基づき、第2条の指導教員の中から指導教員を選択することができる。

2 指導教員の選択については、次のとおりとする。

- (1) 研究科は、新入生全員を対象として専攻別に研究指導オリエンテーションを行う。
- (2) 学生は、研究について指導教員と個別に相談することができる。
- (3) 学生は、指定された期日に、研究計画書及び指導教員選択願を研究科（事務局）に提出する。
- (4) 研究科は、専攻及び課程の研究指導体制を検討の上、速やかに指導教員を決定し、学生に発表する。

(研究指導の方法)

第5条 研究指導は、指導教員があらかじめ定めた時間に研究内容、経過等に関する学生との対話によって行われる。

(研修、発表等)

第6条 学生は、研究指導と並行して次に掲げる研修、発表等を行わなければならない。

- (1) 文教大学大学院人間科学研究科附属臨床相談研究所相談部において少なくとも2事例を担当し、そのうち最低1事例について原則として附属臨床相談研究所紀要に専門家のコメントを付した事例報告を投稿し、受理されていること。
- (2) 心理学関連学会等の学術研究集会において、臨床事例研究等を主発表者として少なくとも2回発表していること。
- (3) 臨床心理学領域等の原著論文又はそれに準ずる論文を1篇以上、査読を条件として掲載する学術雑誌に受理されていること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、入学時に申請して許可を得た者は、臨床相談研究所相談部とは別に勤務先等の臨床事例をもって事例に代えることができ、また、事例報告は、他の定期刊行物への報告によって代えることができる。

(研究報告)

第7条 研究科は、学生に研究の進捗状況、経過等の報告を求める。

2 学生は、指導教員のスーパーヴィジョンの下に自らが決定した研究の課題・方法及び研究の進捗状況を口頭発表し、指導助言を受けるものとする。

- 3 報告は、次に掲げる3回の中間報告会をもって行う。
- (1) 第1次中間報告会（1年次の12月期に開くもの）
 - (2) 第2次中間報告会（2年次の12月期に開くもの）
 - (3) 第3次中間報告会（3年次の12月期に開くもの）
- （論文草稿）

第8条 学生は、論文草稿を提出するものとする。

- 2 論文草稿を提出できる者は、第6条各号の条件を満たし、かつ、前条第3項第2号の中間報告会において可と判断された者とする。
- 3 提出は、2年次の3月上旬の指定された日時までに、研究科（事務局）に提出するものとし、指定された提出日時を超えた場合には、いかなる理由があろうとも提出を認めない。
- 4 論文草稿の作成様式については、別に定める。

第9条 研究科は、論文草稿が提出された場合には、3年次の5月中旬の指定した日に中間審査口述試験を行う。

- 2 中間審査口述試験は、研究科において専攻が指名する主査1名及び副査2名により行われる。
- 3 中間審査口述試験の結果は、5月の定例教授会において報告され、博士論文提出の可否について審査を行う。
- 4 審査結果は、指導教員を通して学生に通知する。
- （博士論文の提出）

第10条 学則第16条第2項による博士論文の提出については、次のとおりとする。

- 2 前条により博士論文の提出が可とされた学生は、3年次の1月中旬の指定された日時までに研究科（事務局）に博士論文を提出するものとし、指定された提出日時を超えた場合には、いかなる理由があろうとも提出を認めない。
- 2 博士論文の作成様式については、別に定める。
- （博士論文の審査）

第11条 研究科は、博士論文が提出された場合には、3年次の2月下旬の指定した日に論文審査及び最終口述試験を行う。

（その他）

第12条 この細則に定めるもののほか、研究指導に関し必要な事項は、指導教員又は当該専攻所属教員の会議の発議により、研究科が決定する。

（改廃）

第13条 この施行細則の改廃は、人間科学研究科教授会の議を経て決定する。

附 則

この施行細則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この施行細則は、平成20年4月1日より施行する。